

佐賀県内で外出自粛要請が発出された場合の、当協会の対応について

新型コロナウイルスの国内感染者数が 1800 人を超え、九州でも、福岡、熊本、大分の各県で新たな感染者の報告が相次いでいます。当協会においても、2 月下旬以降、出勤時の体温測定及び体調報告により、有熱者の出勤を停止しております。

一方、東京都をはじめ、各地で週末の外出自粛要請が行われ、東京都では平日も不要不急の外出を避けるよう求められています。

こうした現況に鑑み、当協会においても佐賀県内において外出自粛要請が発出された場合の対応を検討し、以下のように決定いたしました。

当協会利用者の皆様には、ご迷惑をおかけする場合も生じるかと存じますが、公衆衛生の一端を担う労働衛生機関として、感染拡大防止を最優先に考えました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 1. 佐賀県内において外出自粛等の要請がなされた場合

(ア) 施設健診は、外出自粛要請が解かれるまでの間、休止いたします。

(イ) 巡回一般健診については、実施事業者と協議の上、原則延期といたします。

実施事業者の要請により、やむを得ず実施する場合、健診会場内の滞留人数制限等により、密集状態を避ける等の措置を取り、感染拡大防止に努めます。

延期された健康診断については、自粛要請等解除ののち、実施時期を再調整させていただきます。

(ウ) 特殊健康診断については、実施事業者と協議の上、感染拡大防止の措置を講じたうえで実施いたします。

なお、雇入れ時健康診断及び定期健康診断については、厚生労働省より 5 月末まで延期して差し支えない旨の通達が発出されています。

#### 2. 当協会職員に感染陽性者が発生した場合

(ア) 当協会職員に感染陽性者が発生した旨、ホームページ等で公表いたします。

(イ) 当該職員は、行政の指示に従い入院措置となります。

(ウ) 当該職員と濃厚接触が疑われる職員は、行政の調査が行われるまでの間、自宅待機といたします。

濃厚接触者と判断する基準としては

① 巡回健診等において、同一の健診車等に同乗した。

② 施設健診及び巡回健診等において、隣接して健診業務に従事した。

- ③ 巡回健診等において、同一車内で飲食を行った。
- ④ SSセンター内で、近接距離で長時間の事務作業を実施した。
- ⑤ SSセンター休憩室等で同一時間帯に飲食を行った。

等の作業態様が考えられます。

- (エ) 当該職員が、潜伏期間中に健康診断、作業環境測定、渉外活動等のため事業所訪問を実施していた場合、直ちにその旨を関係事業場にお知らせいたします。
- (オ) 当協会施設及び健診車の消毒を実施いたします。
- (カ) 実施予定の巡回健診及び施設健診については、感染陽性者発生の事実及び当協会の対応内容をご説明の上、実施に可否につき関係事業場と協議させていただきます。

3. 当協会職員家族等に感染陽性者が発生した場合

- (ア) 行政等の指示があるまで自宅待機といたします。
- (イ) 行政等により濃厚接触者としてPCR検査等が指示された場合、検査結果判明まで自宅待機といたします。